

笛吹市立八代小学校 「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 4 月策定
平成 31 年 3 月改定

I 「いじめ防止」に対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有し、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいきます。

「弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されないことです。どのような社会にあっても、いじめは許されません。いじめる側が悪いという明快な一事を、毅然とした態度でいき渡らせませす。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されませぬ。」という基本理念に立ち、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係な児童はいない。」ことを自覚して、八代小学校の全児童が、豊かな人間関係の中でいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう全校児童、全教職員挙げて取り組んでいきます。そのために、「いじめ防止対策推進法」の基本的理念等を深く理解し、以下の事項に取り組んでいきます。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。
- ④ いじめの早期対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたります。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、いじめの早期発見・早期対応に努めます。

II 「いじめの認識」と「いじめ問題に対する基本認識」

(1) 「いじめの定義」

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指します。「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えな

い所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断します。一見いじめとしてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

具体的ないじめの態様としては、次のようなことが上げられます

- (例) ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(2) 「いじめの基本認識」と「いじめ問題に対する基本認識」

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験することがあります。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。一方、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。

いじめには様々な特質がありますが、以下は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ① いじめは、人間として決して許されない行為である。
いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
いじめは児童の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- ② いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- ③ いじめは、大人が気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、様々な様態がある。
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。
- ⑨ いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

Ⅲ いじめ対策組織「いじめ防止対策委員会」

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ防止対策委員会」（仮称）を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行います。

（１）いじめ防止対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置します。

「いじめ防止対策委員会」

< 構 成 員 >

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年主任，ことば主任，養護教諭，特別支援教育コーディネーター　・・・・・・・・計　１４人
※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定めます。

< 活 動 >

- ① いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査，教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。（学級担任や生徒指導からの情報提供等）
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。（報・連・相・結果報告等）
- ④ いじめの心身に及ぼす影響，その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。（いじめ防止校内研修の開催等）

< 開 催 >

いじめ事案発生時，または開催の必要があると校長が判断した時に，速やかに開催します。

Ⅳ いじめ未然防止，早期発見，早期対応に関する具体的方策について

（１）「未然防止」の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要です。

未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことです。

すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずで、また、障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童への組織的な指導が必要です。

特に、以下の教育活動に重点的に取り組みます。

- ① 道徳教育の充実（道徳教育・道徳の時間の指導の充実等）
- ② 人権教育，キャリア教育の充実（人権教育，キャリア教育の充実等）
- ③ 社会性の育成
（異学年交流，お互いに認め合う集団づくり，校外学習，交流学习等）
- ④ 児童会による集団づくり
（児童会集会，あいさつ運動，業間の児童会ミニ集会，委員会集会等）
- ⑤ 保幼小中の連携
（校区内保育所保育園と小学校の情報連携と交流連携，
中学校と6年生との情報連携と交流連携，中学校体験入学等）
- ⑥ 日常的な職員間の連携・情報交換

（２）「早期発見」の取組

いじめは、早期発見が早期対応につながります。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切です。

いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要があります。児童達の些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められています。日頃から、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにします。定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組みます。また、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するように努めます。

「早期発見」のための手立て

- ① 「いごこちアンケート」調査
- ② 個人ノート，生活ノート，日記
- ③ 個人面談
- ④ 教育相談
- ⑤ 日々の観察
- ⑥ 保健室での様子
- ⑦ 本人からの相談
- ⑧ 周りの友だちからの相談
- ⑨ 保護者からの相談
- ⑩ 地域の方からの情報

(3) 「早期対応」の取組

基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いて指導を行うことが大切です。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応に当たります。

いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、校長に事実関係を報告し、指示を仰ぎます。必要な場合は、学校の設置者（笛吹市教育委員会）と連絡を取り所轄警察署（笛吹警察署）と相談します。いじめが「重大な事態」と判断された場合は、設置者からの指示に従って必要な対応を行います。

いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また事実認識により判明した、いじめの事案に関する情報を適切に提供し、解決に向けて対応していきます。

いじめが起きた集団への働きかけ

いじめによる重大な事件が起きた場合には、事実関係を調査します。特に、いじめが起きた集団への働きかけは重要で、一人一人に事実関係の有無や経過、事実に対する自分の思い等を聞く機会を設けていきます。追加調査が必要な場合は、市教育委員会と相談し、調査会をつくり調べていきます。その際、関係機関と情報を交換するなどしながら原因究明を行っていきます。

いじめによる重大な事件には、事件解明と並行して、被害者の心のケアや集団へのケアが必要となってきます。スクールカウンセラー等の協力を得ながら、心の面の回復や健全な集団を育てていく取組を行っていきます。

ネット上のいじめへの対応

児童たちのネット利用や携帯電話の実態の把握も行い、インターネット上のいじめ対策にも取り組んでいく必要があります。

事件の発生に対応する前に、定期的に「ネットの危険」「ネットの罠」等の『インターネットの陰』の部分学習する機会をつくり、予防的な学習を行っていきます。特に、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを十分に理解させるために、情報モラル教育を年間指導計画に位置付ける等、指導の充実を図ります。

いじめの解消

いじめが「解消」したと判断するためには、

- ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

の2要件を満たさなければならないと認識し、継続的に対応します。

(4) 「重大事案」への対応

- 調査や聞き取りを基本として、いじめの重大事案かどうかを判断します。
- いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、笛吹警察署と連携して対処します。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。